

手帳申請交付不当判決を 糾弾する (2006年9月26日)



広島地裁判決を糾弾する集会（広島）（詳細は2頁参照）

在韓ビタヤ

第46号
2006.12.21

(もくじ)

◇ “来日要件”で足止めされる在外被爆者問題	中島竜美……………2
◇ 詩『道は』	御庄博美……………4
◇ 詩『何をしたらよいですか?——劣化ウランIII』	御庄博美……………5
◇ 劣化ウラン禁止国際大会開かれる	丸屋 博……………6
◇ チェルノブイリ二十年後のベラルーシを訪ねて	渡辺 峯……………8
◇ 在ブラジル原爆被爆者の現状	渡辺純子……………9
◇ 被爆者補償を考える	笹本征男……………11
◇ ～記録映像シリーズ～について	河井章子……………13
◇ 『被爆者にもなれない人々』	川口重雄……………14
◇ 田中正造の軌跡を渡良瀬川流域に訪ねて	

市民会議ホームページご覧下さい。
<http://www.campus.ne.jp/~jcpcd>
 E-mail: jcpcd@campus.ne.jp

在韓被爆者問題市民会議

〒158-0093 東京都世田谷区上野毛4-33-20

中島竜美方

郵便振替 00130-21355828

電話 03(3701)5916

『来日要件』で足止めされる在外被爆者問題』

中島 竜 美

ここ数年ようやく海外公館に窓口が開かれる等、居住国での在外被爆者援護の推展がみられる中で、それに水を差すような判決がこのほど下された。

それは海外からの被爆者健康手帳（以下「手帳」）交付申請をめぐる裁判で原告側の主張を全面的に退けている（九月二十六日、広島地裁）。

訴えていたのは広島三菱元徴用工で韓国平沢市の李相燁（イ・サンヨップ）さん（八十三歳）。彼はこの十年四十人の仲間と戦後補償裁判を戦って、昨年一月広島高裁で国家賠償をかちとった人物。

このときは「手帳」のあるなし関係なく原告全員にひとり百二十万円が認められた。李さんはこれまで「手帳」の交付を受けていなかったため、代理人を通じて韓国から申請を行ったが、「手帳」申請には本人の来日が必要であるとして却下されたため、昨年提訴していた。その後脳梗塞で歩行困難にもかかわらず長男に背負われて九月に来日、長崎市で即日交付を受けた。しかし『門戸を閉ざされている同胞に道を開

きたい』と訴訟は継続してきたのである。

判決で能勢裁判長は『「手帳」取得によってすでに訴えの利益がなくなった』『「手帳」の交付申請は健康管理手当の認定申請などと異なり、居住地又は現在地の知事に申請しなければならぬ旨が現行法で規定されており、かつ同規定については一定の合理性があるから交付申請却下処分は違法ではない』とした。

傍聴に来ていた長男の李蓬熙（イ・ポンヒ）さんは『高齢で病気の父に渡日を強要するのは、もう一度強制連行するようなものだ』と抗議している。

在ブラジル被爆者協会会長の森田隆さん（八十二歳）は、『いい判決を期待していただけに残念。ブラジルの被爆者の平均年齢は七十四歳で体力的にも日本で「手帳」を取得することが厳しい現実を、裁判所は見えて欲しかった』と語った。

判決内容の問題点

今度の李さんの「手帳」交付申請は韓国

から直接手続きを取った点で、初めてのケースだが、現行法の適用を求める裁判としては一九七〇年日本へ密航した孫振斗さんの「手帳」裁判以来の事件といえよう。

この間、在韓被爆者をはじめとした在外被爆者の地道な活躍によって、僅かずつだが援護の道が開かれてきたが、その対象者は日本政府が「被爆者」として認定した「手帳」取得者に限られている。

高齢化が進み、李さんのような会員を抱える各被爆者協会ではどこも最後に残された課題として注目しているのである。

ではこんどの李相燁「手帳」裁判では何が問題なのだろうか。

前にふれたように李さんが原告となっている元徴用工の広島高裁判決では、全員を被爆者と認めた上で国家賠償を是とした。その根拠となっているのが二〇〇二年、郭貴勲大阪高裁判決確定で廃止された在外被爆者排除を定めた公衆衛生局長通達四〇二号（一九七四年七月発出）だ。

その後、すすめられてきた新規事業の中で、「手帳」交付を求める在外被爆者の便宜をはかるためにつくられた「被爆確認証」というのがある。これは事前に被爆を証明する書類を用意した者へ自治体があ

らかじめ発行するもので、李さんも実はそれを持っており、来日して即日「手帳」を交付されている。

つまりは地方自治体の係が直接本人に手渡すために、来日を要請しているということになる。

ところが裁判での県・国側の言い分では『面接調査の必要性』を主張しており、それならば何故海外公館の係官の出張が考えられないかという疑問もわく。

少なくとも孫振斗裁判での県・国側は違っていた。①法の主旨は地域社会の福祉向上のためにあり、②日本社会との結合関係のない短期滞在者には適用されない——としてきたのである。こんどの判決文の中には国側の言い分を後押しするように、本人への面接について『過去に手帳の不正取得が多発し、本人への直接面接を原則としたいきさつからみても……』といっているが、これはあまりにも拘子定規に過ぎ、最近の司法の流れにも反している。

問題は、今後残された時間の中で、在外被爆者援護がどこまで進むかであり、そのためにも今後方策を考えていかねばならない時期にきているといえよう。

今後の課題

今年度被爆地の広島・長崎両県、市、議会、各代表によって構成される八者協議会は、『在外被爆者が渡日しなくとも「手帳」の申請が行えるよう』国に要望しており、衆参両院の超党派の国会議員で結成されている議員懇談会では、「手帳」交付申請が海外から出来るように法文の改正も含め国会対策がすすめられている。

また、近年国内では国が定める「原爆症」認定をめぐって各地で集団訴訟が行われるようになった。このことは戦後十二年たつて施行された「原爆医療法」以来、被爆者対策の柱である二段階認定制度（被爆の認定・疾病の認定）と国の責任の関係が問われているとみることが出来る。

日本被団協ではこの集団訴訟を通して被爆者に対する国家補償があらためて論議されている点も注目していかなければならない。

折りしも在外被爆者からは被爆者法のとば口である被爆の認定（「手帳」交付）をめぐって、孫振斗「手帳」裁判以来第二次の「手帳」裁判が提起された。

そもそも冷戦対策の一つとして始められ

たこの国の被爆者対策は、原爆二法から現行・被爆者援護法までの間、最高裁判決（一九七八年三月）で理念の見直しが行われたといいながら、これまで内外被爆者の訴えについてその都度終始運用行政で対応してきただけで、抜本的改革がなされることなく制度疲労をきたしているのが現状なのである。

× × × × ×

戦後六〇年を過ぎて戦争の記憶の風化がいわれる一方、体験の継承が問題にされるようになってきた。

その表れの一つとして、東京大空襲の被害者の間から死没者に対する国家賠償を要求する裁判を起す動きが出て、来年三月提訴されるといわれ、最近になって東京在住被爆者と連帯して浅草でパレードが行われたと聞く。

一九四五年五月、東京大空襲の被災者のひとりとして感無量である。

こうした新たな戦争被害者の補償要求運動が、今後も拡がっていくことを心から願ってやまない。

道は

御庄 博実

君が歩いてきた道は
長い道であつた

母の記憶のなかに 無花果の畑があり

少年の思い出のなかで 川が流れる

友と尽きることはない波間を泳ぐ

その日

一瞬の閃光が君をつつむ

君に 友に

ちちに ははに

すべてのちにあるもの

すべてかたちあるもの

満満の慟哭を許さず

声もなく融け 流れる街

黒こげの腹をかえし

川面をうめる いのち

血膿したたらせ 水を求め

探す日影さえ融けた町

君は火炎を潜り抜け脱出した

見知らぬ祖国は

慶南 陝川

ハフチョン

小さな屋根 オンドル 温突の煙が

黙って並んでいた冬だ

伽倻山系の

深い峠でへだてられていた

松の皮を剥ぎ 飢えをしのぐ

朝鮮戦争に 手をあげて従軍した

銀星花郎武功勲章を唯一の誇りという

砂金掘り

マツコリ職人

鶏（チキン）食堂

オンドル
温突職人

雑貨商

歳月は風の記憶だ

君の咽頭に癌が爪を立て

つづいて胃袋に噛み付く

原爆放射線の後影響症

癌はすでに君の肝臓に暗黒の巣窟を作る

闇は足音もなく

青い閃光の跡を刻み続けていたのだ

白い墓標

白い風

君は一本の

石塔となっている

何をしたらいいですか？——劣化ウランⅢ

御庄 博実

紺碧の空に光る

瑠璃色のモスク

アリババと四十人の盗賊たちの

不思議な話を夢のなかで聞いた

——少年時代——

バグダッドの市場では

盗まれたアラジンの魔法のランプが

いまも灯されているか

大学小児科のジョルマクリ先生は言う

病院の廊下にあふれる白血病の子供たち

処方する薬を持たない医者には何ができますか？

ヒロシマの医者は、五十八年前、

患者さんに何をしましたか？

答えることのできない質問に

僕の記憶中枢はあの日の閃光に灼かれ

僕は黙って下を向く

若い母親の胸に抱かれた

白血病の子供たちの無心な笑顔

まぶたごと目玉の飛び出した無脳児、水頭症……

机上に広がる異形の写真

凝視しながら 僕は盲目となる

バスラからやってきたアルーアリ先生は言う

処方する薬を持たない医者には

何ができる？

何をしましたか？

何をしたらいいと思いますか？

ヒロシマの医者の答えが聞きたいのです

机いっぱい広がっている子供たち

耳元で囁きつづけるのは

お母さん あなたですか

痩せ細った頬

真珠の瞳

やわらかい肌に

僕はそっと掌を当てる

冷たい！

氷の肌に

劣化ウラン禁止国際大会開かれる

丸屋 博（広島共立病院名誉院長）

劣化ウラン（DU）被爆者の声を世界に発信しよう。広島市で〇六年八月三～六日に開催された「劣化ウラン兵器禁止を訴える国際大会」には、海外から科学者、イラクの医師、世界からジャーナリスト、湾岸戦争の帰還兵らが一堂に集い、劣化ウラン兵器の危険性を訴えました。

海外十二カ国から、科学者、医師、帰還兵士、など四十名を含めて、四日間で延千名をこえる参加者の、熱気と緊張感に満ちた報告と論議が行われました。

天然ウランを原子力発電や原発の原料に利用する過程で「ゴミ」として捨てられるものが劣化ウランです。その「ゴミ」の鉄よりも二・五倍重く強い性質を利用して弾頭を作れば、戦車や装甲車を容易に貫通します。地下深くのバンカーにも到達し、そこで爆発すれば、摩擦熱と重なって燃焼したウランは微粒子となり、大気中に飛散します。

飛散した微粒子を吸入した兵士や、地

域市民は、体内深くで、α線の被爆を起します。DNAは焼かれ、遺伝子は破壊されて、白血病をはじめ各種の癌や、子に奇形やがん等の異常を起ります。

劣化ウラン被害の訴え

〇二年十一月、バグダッド大学、バスラ大学から二名の医学者がNPOに招かれて広島にこられました。第一次湾岸戦争の劣化ウラン被害と推測される、白血病の子供達、各種のがん、奇形出産など、数え切れない症例を示されて「これ以上イラクの人々が傷つくのを止めてもらいたいのです。ヒロシマの人たちには解ってもらえるでしょう」と訴えられました。

アメリカのイラク侵攻が逼迫するなか、それを止めようと劣化ウラン禁止「NO DU、ヒロシマ・プロジェクト」が〇二年三月二日『NO DU・NO WAR』六千人の人文文字を描いて世界中に訴えまし

た。ニューヨークタイムスに掲載されたこの『人文文字』には、ホワイトハウスからの弁明が寄せられるという反響でしたが、世界の世論を押し切ってブッシュの第二次イラク侵攻を止める事はできませんでした。

〇五年八月、ブリュッセルで開かれたウラン兵器禁止を求める国際連合（ICBW）で、これまでヨーロッパで行われていた会議を、二〇〇六年に広島で第三回を「国際会議」として開く事が決められました。〇六年三月には各地NPOを含めた広い範囲の『NO DU、国際会議実行委員』が立ち上げられ、実行委員長・嘉指信雄、事務局長・森滝春子の体制が決まりました。幾度かの会議が、そしてたくさんの方ボランティアが、夜を徹しての作業を積み重ねてきました。

「内部被爆」の恐怖

八月三日国際会議の冒頭で、米国のロザリー・バーテル博士（計量生物学）は基調講演で、DU弾が戦車などに命中後、高熱で燃えてガスのようになり、体内に取り込まれる仕組みを説明、極小の微粒

子は、ウラン鉱山での粉塵の千分の一程度と小さく、吸入され細胞に入り込んで健康被害を起こすメカニズムを詳細に指摘されました。さらにこのようなガス状の物質は、戦場に足を踏み入れた事のないバスラの住民達に大きな被害をもたらし、さらに広く地球を汚染する事も説明されました。

バスラ大学医学部のジャワード・アル・アリ教授は、一九九一年と二〇〇三年の二度の攻撃による劣化ウラン弾の被害は深刻で乳癌、リンパ腫、肺・大腸・直腸・卵巣・腎臓の癌の増加が明らかで、子供達へのリスクの大きさを指摘されました。

ミクロン単位の浮遊物質は、数センチ降下するのになん年単位の時間がかかります。かつて「原爆・水爆」が実戦で使用されたときは、世界規模で「核の冬」が起こる事が指摘されてきました。チェルノブイリ原発事故での放射線汚染が、地域を越えて東ヨーロッパから西アジア大陸での汚染になっていることが明らかになってきています。その影響は日本では偏西風風下にあたる東北部の乳癌の発症を押し上げた、と、肥田先生は指摘しています。（体内に取り入れた低線量放射線の有害性について・肥田舜太郎、二〇〇三・七・二五、自家版）

国際大会の八月五日、前日に広島地裁で全面勝訴となった原爆認定訴訟団の支援者や、広島島の被爆者四人が招かれました。各地の原爆認定訴訟の争点になり、D U兵器で明らかになってきている「内部被爆」をめぐり、熱い意見が交わされました。

D U被爆により健康を害したと訴えている英国の湾岸戦争からの帰還兵レイ・プリストウさんは「被爆地広島を訪れ、日本がなぜD U問題に熱心なのか判った」と言います。イラクのマムーン科学大学のスアード・アル・アザウィ副学長は「被爆者の話に衝撃を受けた。米国は広島に学ばず、今も世界で恥ずべき行為を行っている」と語気を強めました。

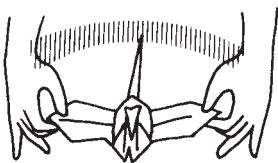
廃絶行動への参加を訴える

最終日八月六日、平和祈念資料館のメモリアルホールで、出席した二五〇人を前に、国内外の参加者が、日本語と英語で交互にアピール文を読み上げました。ウランの化学・放射線毒性による危険性を明らかにするよう科学者に求める一方、米国、英国軍がイラクやアフガンでD U兵器を大量に使った事を非難しました。

また世界がD U兵器の問題を取り上げ、廃絶の世論を起こすよう、特に米・英の報道人に強く要請しています。

D Uの軍事利用の全面禁止や禁止条約締結のほか、▽製造、実験、輸出の禁止▽被害者への補償▽医学的調査、治療▽これまでに使用したD Uの量や汚染地域の情報開示▽ウラン兵器禁止条約の締結—などを求めました。

嘉指信雄実行委員長は「いつか、このような会議を開かなくてはむよう、力をあわせてゆきたい」と締めくくりました。大会に参加したユニタール広島事務所のナスリーンアジム所長に、計二〇万人以上集まっているというD U禁止の賛同署名の一部も提出されました。



チェルノブイリ二十年後のベラルーシを訪ねて

渡辺 峯

去る九月末、日本基督教協議会のベラルーシ訪問の旅行に、わずか一週間ではあったが参加する機会を得た。前回、私が訪ねたのは四年前で、子供たちの保養施設、病院、特に小児病棟を訪ね、更に汚染地、立入禁止区域にいまなお住み続ける老人訪問等、初めての私にはまことに衝撃的なものであった。今回は汚染地も訪ねたが、高汚染地から各地に移住させられた人々を受け入れ、その人々の抱えるさまざまな問題に取り組んでおられる各地の教会、修道院、保養所を訪れ、何らかの組織的協働の方途を探るのが目的の一つでもあった。

訪れた場所は、まず子どもたちの保養施設「希望21」、次に首都ミンスクでかなり早い時期から事故の問題を取り上げ、いままも活発に青少年活動を行っておられる通称「チェルノブイリ教会」、更にチェルノブイリに近い南東部のゴメリ、最終日にははるか東北のヴィテブスクの教会などであった。これらの地で、地道に活動が続けられる教会および姉妹団のリーダーの方たちのお話は多岐にわたったが、私はそこから共通した何か底深い問題を感じないではいられなかった。事故後二十年、まず二十代、三十代の人々に各種の癌が増加してい

る。事故後に生まれた子供たちが全体的に虚弱でいろいろな病気に非常にかかりやすい。先天性障害を抱えた子供たちが多い。しかも政府はこれらのデータを隠そうとし、さまざまな病気も社会的、経済的要因（栄養不良、家庭崩壊、親のアルコール中等）によるものとし、事故のことは言及しない。一、三十代のがん罹患者は、十八才以上には全く手当てが出ないので生活が非常に苦しい。低線量だと言われれば食物による内部被曝も、ここではあまり気にしていられない。

このような状況のなか、それぞれの地でまことに献身的に働いている方々がおられる。一年に3週間でも汚染度の少ない地域で保養することは子供たちの健康に大きな影響がある

ようだ。「希望21」では一年中休みなく順繰りに十五のグループを受け入れているが、政府の補助基準はますます厳しくなっているという。音楽、絵画、工作等、精神、情操面からの



治療、教育にも力を入れておられる。ヴィテブスクの神父さん、姉妹団のリーダーは、教会としてホスピス（子供を含めて）、保養所の働きにより一層力を入れねばならないと熱心に語られ、帰途、わたしたちのバスを先導して、やっと手に入れたそれぞれの用地に案内してくださった。静かな森の湖畔に、古ぼけた、しかし修理すれば使えるかつての病院、寄宿舎が佇んでいる。森の美しい小道を共にたどりながら、どうかこの方々の思いがかないますようにと祈らずにいられなかった。

事故後二十年のベラルーシで感じた未来への何か恐ろしい思いは、帰国後、改めて読んだ昨年9月に行われたIAEA（国際原子力機関）主催の「チェルノブイリ国際会議」に関する振津かつみ氏の報告（注1）によって更に深まる。IAEAは事故による被害者を「死亡」だけに限定し、しかもその調査対象範囲を地域的にも狭く、死因的にもがん・白血病に限る等々、「チェルノブイリの放射線被曝による被害はそれほど深刻ではない」との宣伝を一層強め、原子力利用を推進しようとしているらしい。更に私はたまたま綿貫礼子、吉田由布子著『未来世代への「戦争」が始まっている』（注2）を読んで衝撃を受けた。著者は「チェルノブイリ子ども会議」「女性ネットワー

ク」等々さまざまな学びを通して、現代の私たちは未来世代の存続に対して重大な責任を持つと訴える。「事故後生まれの子ども」世代に最も特徴的に現れているのは全身体的な脆さ、弱さだという。受胎と、母親の体内での発育の期間中に、外部からと内部からの被曝を経験し、それが、免疫や内分泌、神経系などの調節システムに異常を導き、その結果、誕生後に接する周囲の有害物質に対する生体の防御反応がうまくいかないのではないかと語る。非力できちんと紹介できないか、この書の終わり近く著者は倫理の問題にふれ、人間社会の一番基本には経済原理でも政治原理でも扱えない「倫理」の問題があり、それがまさしくエコロジーの真の課題だ、と言っている。亡き高木仁三郎氏がかつてある講演で「科学者として変な言い方かもしれないが人間は地上でやっていいことと悪いことがある。・・・地上の自然が成り立つには三つの安定が必要だ。一つは一番ミクロの世界である原子の安定、次は人間の体の中で最もミクロな遺伝子の安定、三は生態系の安定だ。いま人間にとって大切なのは謙虚になると言うことだ。」という意味のことを語られたのを感じ深く覚えている。

話は変わるが私は十数年来「原子力行政を問い直す宗教者の会」というのに細々なが

ら関わっている。仏教諸宗派、キリスト教、教派神道の方など、全国的に散っているが連絡を取り合い、年に二、三度の集会を通して運動している。信じる宗教こそ違え、いのちを尊ぶ一点でしっかり繋がりが、原子力推進の国の方針を問い直していく立場で、励まされることが多い。今春には、東海大地震推定地の真ん中にある浜岡で、原発見学を中心に集会を持った。原発震災を防ぐ全国署名連絡会副会長の東井怜さんのご案内、ご息を被曝労働で失われた嶋橋美智子さんのお話にも大きな啓発、感銘を受けたが、地元で子や孫たちの健康をかけて困難な運動を続けておられる各グループの方たちのお話、書かれた文章にも打たれた。国や電力会社がどんなに大きなお金を地元バラ撒いているか、地域社会のしがらみの強い中で自分の意見を述べ、人と違う

行動をすることの困難さ、考えられないような放射線管理手帳、線量手当ての仕組み、等々。種々の圧力、嫌がらせに耐え一歩一歩進むその力は分かち合う深い「いのちへの思い」であるうか。「事実をしつかりつかめば人は変わるのだから」と静かに言われた東井さんの言葉は重かった。

ヒロシマ・ナガサキに大きく一歩を踏み出した人間の驕り、「核文明」は世界をどこに導くのか。事故のない技術はない。すでに起こっている事故がチェルノブイリ級に至らないのは幸運でしかない。しかも上述のように長期にわたる低線量被曝の未来世代に及ぼす影響は徐々に明らかになってきている。子や孫たちの笑顔を抱きしめよう。私たちは集団で海に向かってまっしぐらに突き進む鼠の群れになってはならない。

注1 原子力資料情報室通信 279号
注2 岩波書店05年発行

ブラジル原爆被爆者の現状

渡辺 淳子

二十二年前、十六人で協会は設立されました。「どこにいても被爆者は被爆者」と訴えて、核のない平和な世界と、国内外被爆者を分け隔てなく援助される事を求め

つづけ、二百四十一名が会員となり、現在、連絡可能会員は百三十五名です。今までに六十六名の死亡が確認され、残りの四十名は不明です。おそらく大勢が亡

くなられているのではないかと思われれます。被爆者の高齢化は、日本の二十二倍も広いブラジルではより深刻です。

最近、在ブラジル被爆者の各人が日本国の厚生労働省や都道府県・広島市・長崎市・に提出しなければならない書類が増えています。協会がこれらの書類のお手伝いをする事が、年々、難しくなっています。と言うのも、長年、外国にいますと、日本から送って来る書類を理解し作成するのは無理な状態になっています。いくらポルトガル語や英語の説明があってもその子供さん達が理解出来ない状態です。たった一枚の誤まった不合理な四〇二号通達のおかげで多くの被爆者が長年苦しみ続け、在外被爆者援助が困難になっているのです。又、被爆者行政を担当する厚生労働省や自治体では短期間で職員が移動する為、その度に振り出しに戻るもどかしさと失望を感じています。

日本までの距離が非常に遠く、訪日が困難になって行く中で、私達はブラジル在住被爆者の為に、現地に於いて分け隔てなく援助が行き届くにはどんな方法が良いか、資料を調べ、関係機関との話し合いを続けて来ました。そして、二つの日系病院から

力強い協力を得られることになりました。そうなれば、ブラジルのほとんど全土に存在する系列病院において、被爆者が必要に応じて受診し、治療を受けることが可能になります。

これを具体的に実施する為には、やはり、費用の問題があります。

そこで、今、ブラジルでおこなわれている、帰国治療、医師団派遣、保健医療助成事業について、お話ししてみたいと思います。帰国治療は体力のある人は毎年でも可能ですが、病弱で高齢な人は、それを理由に拒否されているのが現実です。医師団派遣は、検査で病気が見つかってでもその後の治療が伴っていません。年間上限十三万円の保険医療助成支援事業は、これまでに民間医療保険に加入している人は対象となりましたが、未加入だった被爆者が新規に加入しようとしても、年間十三万円（現在の為替では、六十歳以上は月に三万円以上はかかります）では加入できません。

と言うように現時点に於いてはこの三つの支援事業が、差別があり、被爆者全員に同じように行渡っているとは言えません。それで協会は月例会の出席者全員の賛成で、これらに使っていただいている大切な国費

を現地治療にむすびつけるようにお願いする事になりました。それで、今年の医師団派遣はお断りした訳です。

ここで、協会が二〇〇五年一月に行ったアンケートを提示します。

連絡可能会員のうち一〇二名の回答がありました。

●民間医療保険に加入者…五十四名、非加入…四十八名、

二〇〇五年（二〇〇四年度医療費申請者に対しての送金）に衛生協会から送金があった被爆者は四十五名と聞いています。

●二〇〇四年度分、保健医療助成事業申請書類を受け取り送付しましたか

…受け取り送付した…七十七名、

受け取らぬ…十六名、不明…九名、

●在外被爆者実態調査書類 …受け取り送付した…八十一名、受け取らなかった…十五名、不明…六名、

以上のように現在の在ブラジル被爆者に対する支援策では、受けられる人と受けられない人があります。これは「差別」であり、泣いている人が大勢います。「もういいです、疲れました」と言われ、そ

これから暫くして亡くなられた被爆者もおられます。

長年、被爆者協会の副会長としてつくされた向井昭次さんは、現在、週三回の腎臓透析を受けておられ、作年よりは随分弱っておられ、話すこともままならない状態です。それでも現地のマスコミの取材や、毎月一度の例会には奥様の助けで出席されています。又、協会設立以来、事務局長として森田会長の右腕として頑張っておられた奥様の体調は良くなり、それでも森田さんは被爆者の為に一生懸命頑張っておられます。

現時点で、ブラジル被爆者に対する援護を効果的に行って頂くとすれば、現住地での治療、これしかありません。

確認証保持者においても、渡日が条件の為、九十六歳の男性（県に被爆手帳申請を却下され、その後、亡くなられましたが、息子さんが引き続き提訴されています）と九十一歳の女性が、日本まで来られない為に提訴しています。

二〇〇五年十一月末より在外公館に於いて、健康管理手当の申請と葬祭料の請求が出来たようになったなら、何故、貴方は被爆者です、と認めているのに、在外公館では駄目と言うのか、理解に苦しみます。

ブラジルの被爆者は森田会長を中心に次のような活動をしています。

- ・ 学校で被爆体験を話しています。
 - ・ テレビ、ラジオ、新聞、本、などの取材を受けています。
 - ・ 被爆写真、絵の展示
 - ・ 平和を願う署名活動
 - ・ 現地の日系三世の二十七歳の男性が、ブラジル在住の被爆者のドキュメンタリー映画の作成をしています。
 - ・ アメリカ在住の映像作家の武田信平さん（二十七歳）もブラジル、アルゼンチンの被爆者のドキュメンタリーを作成中です。
 - ・ 協会は現在被爆者の証言の本を作成中です。
 - ・ 日本からの取材の方も来られています。
- 現地においてはやはり、不自由ですが、ポルトガル語で行っています。
- 私の今回の訪日は、在外被爆者を支援する会の招待で、七月二十七日から八月六日

被爆者補償を考える〜記録映像シリーズ〜について

笹本征男（在韓被爆者問題市民会議運営委員）

在韓被爆者問題市民会議は、ワークショップ「原爆被害と国家補償」（代表・内藤雅義）と共催で、「被爆者補償を考える」

まで、十二の会場に出席し、七つの場で、二分から二十分の「ブラジル在住被爆者からの訴え」をして来ました。

大勢のいろんな国のいろんな人々があらゆる形で、核の無い平和な世界を願って活動されています。そして、なにより私が感動したことは、若い人達が一生懸命活動されている事です。そして会場にいられている沢山の若者がいると言う事です。やはり被爆者一世が少なくなつて被爆体験を語り伝えていくのはその人達なのです。そして私も在住ブラジル被爆者の被爆体験をしつかりと受け継ぎ後世に伝える事が使命と思っています。

在ブラジル原爆被爆者協会副会長 向井昭次さんが12月8日午後2時、日伯友好病院でお亡くなりになりました。謹んでお悔やみ申し上げます。

記録映像シリーズ」というテレビ番組のビデオ上映会を行いました。ワークショップ「原爆被害と国家補償」は、一九九五年

十二月二十二日に第一回のワークショップ研究会「原爆被爆者の国家補償要求の歴史と日本政府の対応（被爆50周年国際記念シンポでの報告）をめぐって」を開催して、今日まで四十七回のワークショップ研究会を継続し、会報も四十七号を発行しています。

私たちは上映会を始めるにあたって、次のようなことを考えました。「原爆後の時代」を見直す意味から「冷戦期の60年代から90年代初頭の記録映像を集めました。これらの映像は広島以外では放送されなかったものが多く、この機会に多くのの人に見て欲しいと考えました。なお、番組の多くには、在韓被爆者問題市民会議の代表である、中島龍美さんが制作に関わっています。

上映のプログラムは次の通りです。第一回は、二〇〇六年十月二十一日、上映番組は『偽名少女』（日本テレビ制作、一九六四年放送、三十分）と『未だ補償ナシ』（中国放送・RCC制作、一九八〇年放送、四十五分）の二本でした。

『偽名少女』の内容は、広島魚師町を舞台に、原爆症と貧困の悪循環から、家出した少女の足跡を追って被爆家族の実相を描くものでした。

『未だ補償ナシ』は、戦時災害保護法をはじめ、戦後国の戦争被害者政策はどのよ

うに行われてきたかを追求し、行政と被爆者運動の主張を紹介するものです。

第二回目の上映会は、十一月十一日、番組は、『抗日ーハン・イルー』と『韓合併のかけに』（中国放送・RCC制作、一九九四年放送、一時間二十分）と『あの日ヒロシマで』（NHK・広島制作、一九九一年、三十分）の二本でした。

『抗日ーハン・イルー』と『韓合併のかけに』の内容は、アジア太平洋戦争の末期、日本を防衛するために編成された第二総軍（広島市に司令部があった。司令官は畑俊六元帥。）に赴任して、広島で被爆死した参謀のリ・グウ陸軍中佐の足跡を追って、日韓の歴史を側面から浮き彫りにするものです。

『あの日、ヒロシマで』は、辛泳洙さん（元韓国原爆被害者協会会長）の被爆後の足どりをたどり、もう一つのヒロシマを生きる在韓被爆者の生きざまを探るものです。

第三回目の上映会は、十二月九日、『再び補償を問う』（中国放送・RCC制作、一九八〇年放送、四十五分）と『イルボンサラムよ！日本人よ！』（中国放送・RCC制作、一九九〇年放送、四十五分）の二本でした。

『再び補償を問う』は、『未だ補償ナシ』の続編で、孫振斗最高裁判勝訴（一九七八年三月三十日）後の被爆者対策見直しの動

きを、基本懇（原爆被爆者対策基本問題対策懇談会）の設置から、同意見書提出までの間、被団協（日本原水爆被害者団体協議会）の活動を中心に描いています。

『イルボンサラムよ！日本人よ！』は、孫振斗最高裁判決によって開かれた日韓間の〈渡日治療〉制度が、五年で打ち切られ、在韓被爆者は日本政府に二十三億ドルの補償要求をつきつけました（一九八七年）。その回答を求めるため、在韓被爆者は「訪日慰霊団」を結成して来日、長崎・広島經由で上京した時の活動記録です。

全部で六本という数の番組を見て、その感想は一言では言えないが、番組はいずれも今から一番古いもので四十二年前、他は二十六年前、十六年前というもののなので、あらためて時間の経過の重さを感じました。特に、番組に出ている在韓被爆者は、多くの方が亡くなられています。在韓被爆者を含めた原爆被爆者に対する国家補償は、「未だ」実現していません。原爆被爆者は高齢化しています。被爆者が生きていくうちに国家補償が実現することを、私は強く思いました。

『被爆者』にもなれない人々

河井 章子

毎月「被団協」新聞が届くと、私は真っ先に被爆者手帳の証人探し欄を見る。今年11月号の記事をご覧になっただろうか。「8歳で孤児となり、広島駅で赤帽の手伝いをしていた時に被爆。昭和21年末まで赤帽の手伝いや靴磨きをしました。いつも赤帽をかぶり『ぼうず』と呼ばれていました。」

独りで懸命に生きていたこの子にとって、どんなに苛酷な日々だったろうか。そして70歳の今も、この人には手帳がないのだ。

このように、証人が見つからず、手帳を手にできないのは日本人ばかりではない。

■白南先（ペクナムソン）さん（79）は韓国原爆被害者協会畿湖支部の手帳未取得者、約40名の一人だ。「昭和19年、17歳で村（忠清南道）から二人徴用され、着いた所は広島島の東洋工業でした。私は銃のナットを造りました。あの日は建物疎開に行く途中、突然、強烈な光と爆風。気がつくとき首や顔に大火傷をしていました。向洋の寄宿舎にたどり着き、女子職員に二週間、親身な看護を受けました。その人の名は、アイバラ・トシコさんです。」

何度かの国際電話で、これだけの事実が聴き取れた。私は、現マツダの本社人事部に韓国人徴用工の名簿、厚生年金加入記録、

そしてアイバラトシコさんの記録がないかを問い合わせた。一ヶ月後の回答は「残念ながら記録はなかった」というものだった。被爆地点も「日本人に付いて歩いただけじゃけえ、町名もわからん」という白さん。

あとは被団協新聞でアイバラトシコさんを探すしかない、8月号に掲載を頼んだ。そこに、釜山の故李康寧さんを看病していた長男の太宰さんから、吉報が届いた。

「白さんには手帳が出るようですよ。」

申請してから一年半。広島県は『個人情報』を理由に交付の根拠を明らかにしない。

「もうええ。諦めた」と意気消沈していた白さんが、一転、夏の広島にやって来た。

「今、手帳をもううたよ。」との電話。

「61年ぶりの広島はどうですか？」

「高層ビルがいっぱいで、たまげたよ」

だが白さんのようなケースは滅多にない。

■李杏植（イヘンジク）さん（83）は東洋工業の孫請けで、空襲に備えて、工場を疎開させる地下壕を掘っていた。韓国中西部の村から福島県の炭鉱に徴用されて以来、各地の飯場を転々とし、江田島兵学校を建設後、向洋に来了。

大音響に驚き、壕から飛び出したが、山に遮られ市内は見えない。数日後、焼き尽くされた街に入り惨状を目の当たりにした。

だが彼の申請は、11月、差し戻された。

■全羅道湖南支部の朴国炫（パククツキョン）・李化（イファ）錫（ソク）さん（82）は陸軍の同じ部隊から建物疎開に行く途中被爆。ところが厚労省は保管資料に記載がないとして、申請を認めなかった。

しかし徴兵の実態に詳しい研究者、塚原昌之氏から「二人の記憶は間違いないはずだ」と助言を受け、7月再調査を要請した。

韓国政府が公開している名簿で一人の名前が見つかり、長崎県が面接調査に赴いた。

危うく道を閉ざされるところだった。

この4人は記憶が鮮明な方だが、既に認知症が始まり、証言が定まらない人も多い。

逆に幼い頃に被爆した人達はほとんど記憶がない。厚労省の課長は「証人探しに難しいのは韓国も日本も同じだ」と言ったが、日本を離れて知人も地図もなく、創氏改名で強制された日本名ゆえ、互いに同胞と知らない場合もある。明らかに、障壁は高い。

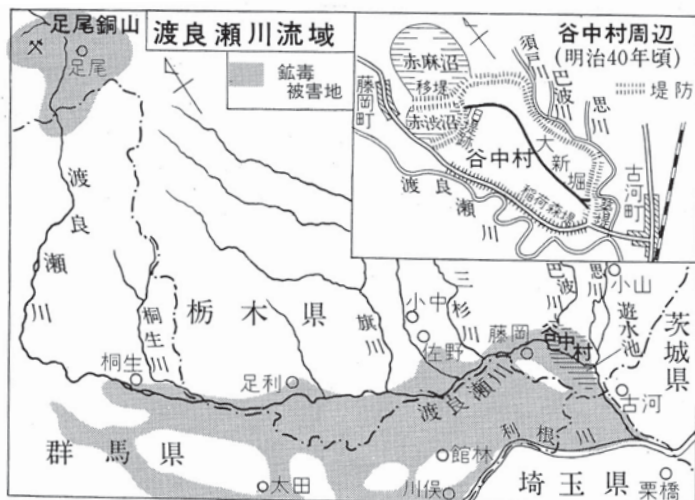
手当どころか、『被爆者』にも数えられない人々が、眼の前でまた水底に沈んでいく。

田中正造の軌跡を渡良瀬川流域に訪ねて

川口重雄（丸山真男手帖の会代表・田園調布学園教師）

十一月十二日、築地にマグロ塚を作る会（一九五四年三月一日、米軍が西太平洋ビキニ環礁で行った水爆ブラボの実験で被爆させられた第五福竜丸元乗組員大石又七さん代表）が主催する、田中正造の軌跡を渡良瀬川流域にたどるバスツアーに参加して、栃木県佐野市・藤岡町・群馬県太田市・館林市・邑楽町を訪ねました。

マグロ塚を作る会は、ビキニ水爆実験で被爆したのは人間ばかりではない、放射能に汚染され廃棄されたマグロをはじめ総計四五七トン余りの魚類を記念した石碑を、第五福竜丸の水揚げしたマグロが埋められた築地市場の一角に建てたいと考えた大石さんが、一九九六年に始めた活動がきっかけで、九七年からは一〇円募金を開始、九九年には市場の移転問題からんで石碑の設置は認められなかったものの、築地市場の正門脇の壁に縦約四〇センチ、横約五〇センチのプレートがはめこまれました。そして二〇〇〇年四月「マグロ塚」と刻まれた石碑が、都立夢の島公園、第五福竜丸展示館にほど近い場所に建てられました。そのマグロ塚を未来に伝えたいという大石さんの思いから作



出典：桐原書店『高等学校 新日本史 B 改訂版』（1999年発行）

られたのが、「築地にマグロ塚を作る会」です。毎年九月二三日、第五福竜丸無線長久保山愛吉さんが一九五四年に急性放射能症で亡くなった日に、マグロ塚の前に集まり、おいしいマグロを食べながら、核兵器の廃

絶や平和そして日本の社会について大いにダべっています。

二〇〇〇年秋からはバスツアーを始めました。静岡・中部電力浜岡原子力発電所、横須賀米軍基地、千葉・房総の軍事施設・基地跡、茨城・東海村臨界事故のその後、陸軍登戸研究所跡と靖国神社、八王子の浅川地下壕と武蔵野陵など、戦争と平和に関わる史跡や現場を訪ね考える旅、もちろんそれぞれの地域のおいしい物も見逃しません。

前日の冷たい雨がうそのように晴れたツアー当日、JR渋谷駅ハチ公前に集合した参加者は総勢二五名。首都高速道路から東北自動車道へ。途中、車内では「被核への思い 語り継ぐ」（十一月一〇日午後七時のNHK総合TVのニュースの関東ローカル枠で放映された、大石さんに取材した番組）、「九一・ボーイングを捜せ」（原題のビデオ「IN PLANE SITE」）を見ながら、バスは佐野・藤岡ICを降りて群馬県高崎市と茨城県水戸市をむすび北関東を横断する国道五〇号線へ、するとまもなく佐野厄除け大師の大きな看板が見えてきました。

春日岡山惣宗寺というのが正式な名前のこの寺は、田中正造が一八七八年に栃木県第四大区三小区の区会議員に選出され、「一身の利益を捨て政治改良に専心せんことを決意す」と述べて政治家としての道を

歩み始めた政治運動の拠点となったところです。自由民権論を主張する田中正造は、一八七九年栃木新聞（現・下野新聞）の編集長となって活動し、一八八〇年の選挙で安蘇郡選出の県会議員に、以後四回連続当選し、一〇年間の在職中に地方自治の拡充、地方税の削減による人民負担の軽減、小学校教育の充実などに力を注ぎました。一八八四年に始まった県令三島通庸による巨額な地方税を注ぎ込み地域住民に献金・献金と無償労役を強いて行われた陸羽街道（現在の国道四号線）の改修など道路開発工事に徹底して反対し、ついには三島県令によって拘留されました。大蔵卿松方正義のデフレ政策のもと、過重な土木工事の負担にあえぐ県民の立場に立つ田中正造が、県会で鋭く論陣を張る姿につけられた仇名が「栃鎮」（栃木鎮台の略、鎮台とは明治前期の軍団のこと、後の師団）。一八八六年には県会議長に選ばれました。

この間、田中正造は国会開設運動にも取り組みました。一八八〇年八月、惣宗寺に会合して安蘇結合会（後に中節社と改称）を結成し、会長として一〇月、国会開設建白書を起草しました（「国会開設建白書草稿」は『田中正造文集』（一）岩波文庫に収録）。一八八二年には立憲改進黨に入党、九〇年七月の第一回総選挙で当選して衆議院

議員になってからも、田中正造は住職の旭岡中順の理解をえてこの寺に出入りしました。一九一三年一〇月一二日の本葬儀はこの寺で行われ、境内には渡良瀬川流域の自然石を集めて造った「田中翁之墓」があります。残念ながら今回はコースに入っていないので、看板を横目にバスは進みます。

そしてバスが最初に着いたのは佐野市郷土博物館。正門沿いの歩道に面した植込みのなかに、「世をいとひ そしりをいミて何かせん 身をすてゝこそ たのしかりけれ」という田中正造の短歌を刻んだ石碑が立っています。「田中正造ゆかりの博物館」とリーフレットに記されている通り、博物館の中庭には田中正造の立像が立っています。「丁髷なのはおかしいです」というのは、今日一日のガイド役、田中正造が生まれた佐野市小中町に住み、田中正造大学事務局長をつとめる坂原辰男さん。「事実と違うので早く直せといっています」というお話を聞きながら館内に入ると、そこにも白銅製の田中正造立像が、足もとには足尾鉍毒被害地域の略地図が白銅板に刻まれ、五つの分骨地も示されています。「正造の遺骨の分骨地は五カ所ではなく、実は六カ所なのです」。坂原さんからいただいた『田中正造大学入学案内 田中正造を学ばあなたに』を開いてみれば、田中正造誕生地・惣宗寺・旧谷中村（のち藤岡町の田中霊祠）

一九五七年に宗教法人として認められた神社）・館林市雲龍寺（足尾銅山鉍業停止請願運動の事務所。一九一三年八月二日、佐野から谷中へ帰る途中に正造が訪ね、付近の庭田清四郎家に倒れこんだ正造は九月四日、亡くなった。九月六日仮葬が営まれた。埼玉県北川辺町田中霊場（谷中村と同様の遊水池計画があったが、納税と兵役の拒否の決議を掲げ、計画は断念される）・足利市寿徳寺（鉍毒被害地の地元活動家たちが密かに分骨・供養していたことが一九八九年判明）の六カ所が載っています。「法要」や「靈祠祭」「念仏」と、信仰の対象という形を取りながら、田中正造の生きた軌跡は受け継がれているんだと実感しました。

立像の周りの壁は、田中正造の生涯をたどった展示。一八四一年十一月三日、下野国安蘇郡小中村（現・栃木県佐野市小中町）の名主の長男に生まれた人物の七二年一〇カ月に及ぶ人生とはどのようなものだったか。田中正造が衆議院議員に当選した直後の一八九〇年八月、源流に足尾銅山をもち、群馬・栃木両県境を貫いて流れる渡良瀬川流域一帯は大洪水に襲われました。下流一帯の田畑一六〇〇余町に被害を及ぼし、この年一粒の米麦も実らぬばかり、植物が生えませんでした。原因が古河市兵衛の経営する足尾銅山の鉍毒によるものであるこ

とは明らかでした。田中正造は一八九一年二月の第二回議会で鉱毒問題を取り上げ、銅山の経営停止と農民の救済を政府に迫りました。しかし、全国の産銅量の四割近くを占める足尾銅山の操業を政府が止めるはずもありません。しかも当時の農商務大臣陸奥宗光の子は古河の養子となっており、立憲政友会の実力者原敬は古河鉱業の副社長で、一九〇七年の谷中村強制破壊のときの内務大臣でした。一八九六、九八年と相次いだ大洪水と鉱毒被害の激化に憤った栃木・群馬両県二千五百人の農民の請願が一九〇〇年、山県有朋内閣によって弾圧されると（川俣事件）、田中正造は「亡国に至るを知らざればこれ即ち亡国の儀につき質問書」を議会に提出、翌〇一年一〇月議員を辞職、二月一〇日、明治天皇に直訴しました。

「謹奏」と題された、幸徳秋水が執筆し田中正造が加除訂正した直訴状が目の前にあります。「……伏テ惟ルニ東京ノ北四十里ニシテ足尾銅山アリ。近年鉱業上ノ……」。大学時代以来久しぶりに目にする文章の先には、一九〇三年に明らかになった栃木県による谷中村一帯の買収、遊水池計画があります。鉱毒問題を治水問題にすりかえるこの計画に田中正造は反対し、一九〇四年谷中村に移り住みました。しかし、一九〇六年七月一日、谷中村は藤岡町に合併され、

村はなくなってしまいました。さらに翌年には旧谷中村に土地収用法が適用され残留民家一六戸が強制破壊されました。田中正造はその後も残留民といっしょに仮小屋を建てて踏み止まりましたが、一九一三年病に倒れたのです。

残された遺品は菅笠と合切袋（信玄袋）。袋の中身は河川調査の草稿と新約聖書、鼻紙数枚、集めた川海苔、小石三個、帝国憲法とマタイ伝の合本、日記三冊。死に先だって財産といえる生家や田畑は全て地元小中の人々に寄付されていました。「真人無為而多事」（真人は無為にして多事）という一九一三年に書かれた墨蹟が胸に迫ります。

私たち一行はこの後、田中正造誕生地墓所と旧宅、太田市毛里田地区の鉱毒根絶碑、館林市足次町に一〇月一日に開館したばかりのNPO法人足尾鉱毒事件田中正造記念館、旧谷中村合同慰霊碑を見学、途中お昼は地元佐野ラーメンの銘店山銀本店でラーメンと餃子、一〇年余り前に訪ねた時とは随分広くなった店内に、びっくりするやら変わらぬ味に満足するやら、そして最後に栃木・群馬・埼玉・茨城四県にまたがる三〇〇ヘクタールの面積をもつ渡良瀬遊水池へ向かいました。車窓からは富士山も見えます。バスは遊水池を囲む堤防をこえ、ゆっくりと谷中村遺跡へ。雷電神社跡から

延命院跡、共同墓地、墓碑には「享保」や「延享」など江戸時代中頃の年号が刻まれています。古くから谷中村が渡良瀬川のもたらし肥沃な土と豊富な魚類で栄えていたことを偲べます。

「以上の毒野ノ、ウカト見レバ普通の原野ナリ。涙ヲ以テ見レバ地獄ノ餓鬼ノミ。氣力ヲ以テ見レバ竹槍、臆病ヲ以テ見レバ疾病ノミ」。これは『田中正造大学入學案内』に引用されている、直訴三日前の文章です（一九〇一年十二月七日付、原田定助他宛の書簡『田中正造全集』第十五巻所収）。現地を訪れてみなければわからないことがあります。しかし、「ウカト見レバ」私たちには何も見えてきません。一九〇六年七月一日の谷中村廃村から百年、一九五六年五月一日の水俣病公式確認から五〇年の年にめぐってきた田中正造ゆかりの地を訪ねる機会。役場跡の向こうに広がる葦原の先には、赤い夕日に映える筑波山の山容がくつきりと見えます。風は晩秋の匂いを運んでいます。

田中正造ドキュメンタリー映画「赤貧洗うがとき——田中正造と野に叫ぶ人々——」の上映会が各地で行われています。詳しくは「赤貧洗うがとき」製作委員会（TEL〇三—三八二—九二五、<http://www.sekihin.net>）にお問い合わせください。